

第3章

基本計画に基づく重点的な取り組み方針

1 いきいきと自立して暮らせる環境づくり

基本目標1では、すべての高齢者がいきいきと自立して暮らせる環境の実現を目指した取り組みを充実します。生きがいつくりへの支援を充実するとともに、生活支援が必要な高齢者に対しての介護予防事業の充実を図ります。

1-1 生きがいつくり支援

生涯学習等の機会の充実

高齢者の生きがいつくりへの支援として、スポーツ、レクリエーション、趣味や地域での活動の場づくりに努めます。

また、学習活動等を通じた世代間交流を推進するなど、高齢者の経験や知識を次世代に伝える機会の拡充を促進します。

具体的な取り組み

- ・生きがい活動教室の開催
- ・生涯学習情報誌ジョイフル等による周知
- ・老人憩いの家の活用
- ・伝統文化の継承
- ・技術の伝承

社会参加の促進

高齢者の生きがいつくりを推進するため、老人クラブ活動への参加を促し老人クラブ活動の活発化を図ります。また、老人クラブの活動をとおしてボランティア活動への参加や、自身の健康づくりにつながるような活動を支援するとともに、就労を通じた生きがいつくりを推進するため、シルバー人材センターに支援します。

また、閉じこもりを防止し社会参加を促すため、地域における思い出の語り場づくりを支援します。

具体的な取り組み

- ・老人クラブ活動の充実
- ・シルバー人材センターへの支援
- ・思い出の語り場づくりへの支援

1-2 介護予防事業の充実

特定高齢者施策の充実

健康な高齢者が要介護状態とならないように予防するために、特定健診、個別健診などの機会を活用し、要介護状態となる恐れのある高齢者（特定高齢者）を把握する体制を整備し、介護予防に積極的に努めます。

具体的な取り組み

- ・ 特定高齢者把握事業
- ・ 通所型介護予防事業（運動器の機能向上、栄養改善、口腔ケア、閉じこもり予防等）
- ・ 訪問型介護予防事業
- ・ 健康カルテ等システムの活用

一般高齢者施策の充実

全ての高齢者（一般高齢者）を対象に、健康づくりも含め介護予防に関する知識の普及・啓発を図るとともに、一人ひとりが日常的に介護予防に取り組むことができるように、幅広い層への介護予防の充実に努めます。

具体的な取り組み

- ・ 介護予防普及啓発事業
- ・ 地域介護予防活動支援事業（介護予防サポーター養成講座等）

介護予防ケアマネジメントの充実

特定高齢者の介護予防サービスが効果的に提供されるよう、地域包括支援センターを中心とする介護予防マネジメント体制の充実に努めます。

具体的な取り組み

- ・ 介護予防ケアマネジメント事業【地域支援事業】
- ・ 介護予防ケアプランの作成

2 介護サービスを安心して利用できる環境づくり

基本目標2では、介護サービス全般の充実と、それらの質的な向上を目指します。居宅サービス、施設サービス、予防給付事業、地域密着型サービスや、介護保険対象外の在宅福祉サービスについて、サービス内容や実施体制を充実するとともに、サービスやケアマネジメントの質の向上を図ります。また、在宅の要介護者を介護する家族への支援を充実し、介護サービスをより安心して利用できる環境を整備します。

2-1 介護サービスの充実

在宅介護保険サービスの充実

介護サービスに関する実態調査で把握した各サービスの利用意向にあわせて、民間の介護サービス事業者への呼びかけを図り、サービスの量的確保に努めます。特に利用意向の高かった短期入所介護、訪問介護、訪問入浴介護等について、一層の充実を図るとともに、在宅生活を継続するために必要なサービスとして要望の高かった「緊急時の利用」「土日祝日の利用」「通所介護の時間延長」について検討し、必要な時に必要なサービスを利用できる環境の整備に努めます。

具体的な取り組み

- ・ニーズに応じたサービス供給体制の整備
- ・事業者交流会等を活用した情報提供
- ・サービス提供事業者への参入の促進

施設サービス提供体制の充実

在宅での継続的な生活が困難な要介護者などが、要介護状態区分に応じて最も適切な施設を選択して利用できるよう、対象者の利用意向や、サービス利用推計などに基づき、民間事業者に対して積極的に情報提供するなど参入への働きかけを強化して、施設サービスの量的確保に努め、入所待機者の解消を図ります。

具体的な取り組み

- ・施設整備計画の検討
- ・福祉圏域内の情報交換

地域密着型サービスの充実

地域密着型サービスは、認知症対応型共同生活介護のみが提供されている現状ですが、実態調査において利用意向の高かった小規模多機能型居宅介護などの事業について、地域の現状を把握・分析し、身近な地域でサービスが利用できる体制を構築します。

このために、意向調査で把握できた実態を民間事業者に対して情報提供等を通じ参入への働きかけの促進を検討します。

具体的な取り組み

- ・ 認知症対応型共同生活介護事業者への支援
- ・ 未整備のサービスに関するニーズの把握と整備計画の検討
- ・ 民間事業者への情報提供

高齢者福祉サービスの充実

高齢者の自立生活を支援する福祉サービスの充実を図ります。特に、ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯など、きめ細かな生活支援を必要とする高齢者を対象にサービスの充実に努めます。また、災害時要援護者登録制度の整備を図るため、関係機関相互の連携と強化を図り、住民組織との協働により、高齢者が安心して暮らせる環境づくりに努めます。

具体的な取り組み

- ・ 寝具洗濯乾燥サービス事業
- ・ 理髪サービス事業
- ・ 生活援助員派遣事業
- ・ 高齢者タクシー料金助成事業
- ・ 災害時要援護者登録制度の整備
- ・ 給食サービス事業（食の自立支援）
- ・ 緊急通報システム事業
- ・ 外出支援サービス
- ・ 車いすの貸出

2-2 サービスやケアマネジメントの質の向上

介護サービスの質の向上

質の高い介護サービスを確保するため、適正な指導・助言体制を確立し、サービス提供事業者への指導・監督の徹底に努めるとともに、サービス提供事業者に対して自己評価や第三者機関による評価等の実施を奨めます。

また、新たに介護相談員派遣事業を始め、利用者とサービス提供事業者との相談に応じ、サービス向上のための問題解決に努めます。

その他、情報提供や会議の開催を通じて、サービス提供事業者等の関係機関と協働しながら適正なサービス給付の確保に努めます。

具体的な取り組み

- ・介護給付等費用適正化事業【地域支援事業】
- ・サービス提供事業者への情報提供
- ・事業者情報の公表制度の周知
- ・事業者への立ち入り検査の実施
- ・介護相談員派遣事業の実施
- ・事業者交流会の開催

ケアマネジメントの質の向上

ケアマネジャーの資質の向上を支援するとともに、ケアマネジャー相互の情報交換を活発化するネットワークの強化、地域包括支援センターを中心とするケアマネジメント支援体制の充実・強化を図るなど、利用者本位の視点に立ったケアマネジメントの質の向上を図ります。

具体的な取り組み

- ・包括的・継続的マネジメント事業【地域支援事業】
- ・ケアプランチェックの実施
- ・ケアマネジャー研修の実施

2-3 家族介護者への支援

介護知識向上への支援

在宅の要介護者を介護している家族に対して、介護についての有用な知識や情報を習得できる機会を提供し、介護の方法の向上や労力負担の軽減を図ります。

具体的な取り組み

- ・ 家族介護教室
- ・ 介護の知識を習得できるイベントや講座の開催

家族介護者の負担の軽減

介護についての不安や負担を軽減するサービスを充実します。また、在宅で介護している家族の負担の軽減を図るため交流事業を実施します。

具体的な取り組み

- ・ 家庭介護支援事業
- ・ 在宅介護者のつどい事業
- ・ 徘徊高齢者等家族支援事業

3 地域で支えあい安全に生活できる環境づくり

基本目標3では、高齢者が住みなれた地域で尊厳をもって安全に生活できるために、地域で支える体制の整備を目指します。地域包括支援センターを中心とした地域の包括的なケア体制について更なる整備を推進し、その確立を目指すとともに、介護保険制度についての啓発活動等により、地域住民同士の支えあいを大切にする福祉コミュニティの形成を図ります。

また、認知症高齢者への対応を地域全体で支援する体制の構築に努めます。

3-1 地域における包括的な支援の推進

介護保険制度の周知と啓発

各種介護保険サービスの内容や利用方法等の周知に努め、対象者のサービス利用を促進するとともに、介護保険制度の成り立ちや存在意義等について幅広く周知し、地域での支えあいを大切にする意識の醸成を図ります。

具体的な取り組み

- ・ 広報誌・ホームページ等への情報掲載
- ・ 地域包括支援センター等における講座・教室等の開催

相談体制の充実

地域包括支援センターを中心とする相談支援体制に加えて、関係機関と連携して、地域のより身近なところで気軽に相談できる体制を確保するなど、サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。

具体的な取り組み

- ・ 総合相談支援事業の周知・強化【地域支援事業】

地域ケア体制の確立

地域包括支援センターを中心とした地域の包括的なケア体制を充実し、継続性のあるマネジメント体制の更なる確立を目指すとともに、社会資源の有効活用のためのネットワークづくりを推進します。

また、関係機関相互の連携を強化するとともに、地域サポーターやボランティア団体等の住民組織との協働により、地域全体で高齢者を支える体制づくりを進めます。

具体的な取り組み

- ・ 包括的・継続的マネジメント事業【地域支援事業】
- ・ 事業者交流会等の開催
- ・ 地域包括支援センターの運営
- ・ サービス提供事業所と行政との連携の強化
- ・ 医療・保健・福祉の連携の強化

高齢者の権利擁護

高齢者が尊厳を持って暮らしていくために権利擁護に努めます。介護サービスの利用に際しては利用者の視点に立った適切なサービスが受けられるよう、相談・助言を地域包括支援センターにて行います。

その他、権利擁護事業としては、成年後見制度の周知、高齢者虐待の防止・早期発見に努め、高齢者の権利擁護に必要な支援をしていきます。

具体的な取り組み

- ・ 高齢者虐待防止法の周知
- ・ 地域福祉権利擁護事業
- ・ 消費者被害の防止
- ・ 成年後見制度の利用促進

ボランティア・NPOへの支援

社会福祉協議会の活動を中心に、ボランティアに関する学習の機会や会議の場を提供し、自主的な支援活動やボランティア活動などの活発化を図り、地域の高齢者を地域で支える環境の実現を目指します。

具体的な取り組み

- ・ ボランティア団体、NPOの活動への支援・情報交換
- ・ 社会福祉協議会との連携の強化

3-2 認知症地域ケアの充実

認知症の正しい理解と啓発

講座や教室等の開催を通して、認知症についての正しい理解を普及する啓発活動に努めます。

また、認知症の要因のひとつである脳血管疾患の予防等、認知症予防についての知識の普及に努めます。

具体的な取り組み

- ・ 認知症予防教室
- ・ 認知症サポーター養成講座
- ・ キャラバン・メイト の養成

認知症サポーター養成講座を開催し、講師役を務める人。キャラバン・メイトとなるためには、所定のキャラバン・メイト研修を受講し登録する必要がある。

認知症対応サービスの充実

認知症高齢者への介護に対応したグループホーム（認知症対応型共同生活介護）事業等の充実を図ります。

具体的な取り組み

- ・ 認知症対応型共同生活介護
- ・ 徘徊高齢者等家族支援事業（再掲）

認知症地域支援体制の確立

認知症サポーター養成講座の開催や徘徊SOSネットワークの構築等を通じて、認知症高齢者が住み慣れた地域でケアを受けられる体制の確立を目指します。

具体的な取り組み

- ・ 認知症サポーター養成講座の開催
- ・ 徘徊SOSネットワークの確立
- ・ 「地域資源マップ」の配布と情報更新
- ・ 認知症家族介護者交流会の実施
- ・ 認知症家族支援プログラム事業の実施

3-3 高齢者対応のまちづくり

高齢者向け住宅への居住支援

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）への入居の促進や、住宅改修後の支給に係る受領委任払いの実施などにより、高齢者の生活に配慮した住宅環境を整備する体制を整えることにより、高齢者が自宅や地域で自立した生活を継続できるよう支援します。

具体的な取り組み

- ・シルバーハウジングへの生活援助員派遣事業
- ・住宅改修後の支給に係る受領委任払いの実施

公共施設・交通機関の整備

人にやさしいまちづくり推進計画や障害者計画との整合性を図りながら、公共施設のバリアフリー化や、高齢者の利用しやすい交通機関の整備など、住み慣れた地域で安全に生活できるような屋外環境の整備を推進します。

具体的な取り組み

- ・公共施設のバリアフリー化の推進
- ・巡回バス（じゅんかい君）の運行の充実